

フォークリフトレンタル車 補償制度

レンタル車補償制度の内容

当社がレンタルするフォークリフトによって、レンタルユーザー様から見て、第三者の身体及び財物に損害を与えた場合、法律上の損害賠償が発生した時に補償するものです。

- ① **補償を受けられる方** : 当社所有のレンタル車(短期に限る)を使用されるお客様。
※法人ユーザーの業務使用に限ります。個人ユーザー使用は対象外。
※長期レンタルは対象外です。

② 補償内容

補償区分	支払限度額	免責金額
対人賠償 対物賠償 (共通支払限度額)	1事故につき1億円	1事故につき1万円 (お客様に、ご負担いただきます。)

③ 補償できない主な損害

- ・短期のレンタルでないもの。(長期レンタル・サービス代車等)
- ・法人でないお客様。(個人ユーザー)
- ・構外にて発生した事故。(公道・私道等)
- ・顧客、またはその従業員等が故意に起こした事故。
- ・顧客の役員・従業員が、レンタル車輛に起因して業務中に被った損害。
- ・顧客の所有物に対する損害。
- ・地震、噴火、津波等の天災や変乱、暴動等によって生じた損害。

※詳細は別紙参照ください。

④ 補償料金

	1日補償料	1ヶ月補償料(25日計算)
3トン未満	300円	7,500円
3トン～8トン未満	400円	10,000円
8トン以上	600円	15,000円

※乗用できるフォークリフトに限ります。ウォークーシリーズ(ハイリフト等)は含まれません。

- ⑤ **開始期日** 2019年4月1日以降の貸出契約より

想定されるケース毎の補償有無 一覧表

埼玉ユニキャリア販売(株)

想定されるケース	損害区分	補償対象	自賠責保険	レンタル車補償制度
「構内」での事故	対人	第三者	○	○
		自社従業員等	○	
	対物	自社管理下外の財物(車両持込先の施設等)		○
		自社管理下の財物(運搬中の荷物等)		
	車両損害	被保険車両(車両保険加入の場合)		
「構内」以外での事故	対人	第三者	○	
		自社従業員等	○	
	対物	自社管理下外の財物(車両持込先の施設等)		
		自社管理下の財物(運搬中の荷物等)		
	車両損害	被保険車両(車両保険加入の場合)		